

令和7年度動画等広報・作成業務委託に係る質問・回答（2回目）

No.	項目	質疑内容	回答
1	その他	本件の企画提案では、「コンペ参加の表明」をあらかじめ申請する必要があるのか、また必須の場合の申し込み期限はいつまでか。	本業務委託については、参加表明書等を事前にご提出いただく必要はございません。企画募集要項に記載の「団体等に関する調書」及び「企画書」の期日内のご提出をもって応募があったものとして取扱います。
2	動画等広報配信 WEB掲載用コンテンツ作成	制作する動画の尺の制限はあるか。	閲覧者が興味をもって閲覧できる内容であれば、制作する動画等のWEBコンテンツに尺の制限はございません。
3	動画等広報配信 WEB掲載用コンテンツ作成	仕様書に記載のある「(1)県作成動画の広報・配信」「(2)動画等のWEB掲載用コンテンツの作成」の違いは何か。	(1)県作成動画の広報・配信とは、県が昨年度作成した動画5本について、SNS広告等を活用し、効果的な周知を図る業務です。 (2)動画等のWEB掲載用コンテンツの作成とは、ライフプランに関する動画等のWEB掲載用コンテンツを新たに作成する業務です。 各業務の詳細は、別添の「業務委託に関する個別事項」をご参照ください。
4	その他	提出書類の「① 団体等に関する調書」とは何か。	「① 団体等に関する調書」につきましては、県ホームページにも様式を掲載しております。改めて本回答に様式を添付いたしますので、ご参照ください。
5	動画等広報配信 WEB掲載用コンテンツ作成	コンテンツの配信対象は鹿児島のみか？	本事業は概ね18～35歳までの県内在住者を主な対象としておりますので、鹿児島県内での配信を基本として想定しています。ただし、対象者への周知に一層効果的と考えられる方法がございましたら、積極的にご提案ください。
6	その他	評価基準として鹿児島に絡めた訴求が求められるか	鹿児島を題材とする必要はございません。選定基準については、別添「令和7年度ライフプラン動画等広報・作成業務委託に係る企画選定基準・採点表」をご参照ください。若い世代への訴求力の高さが審査の重要なポイントとなっています。
7	動画等広報配信 WEB掲載用コンテンツ作成	動画の新規作成はマストか？むしろ既存のもので十分で作成の必要はないか？どちらの方が適しているなどがあるか	「既存動画の広報配信」と「WEB掲載用コンテンツの作成」の両方をご提案ください。WEB掲載用コンテンツの作成の一例として、動画作成を挙げておりますがコンテンツの形式は問いません。多くの若い世代の関心を引く内容をご提案ください。
8	その他	若い世代とは具体的に何歳までか？	本事業は、概ね18歳から35歳までの方を対象として想定しております。
9	その他	打ち手は一個よりは複数個の方が評価されるか？	審査は、別添の「令和7年度ライフプラン動画等広報・作成業務委託に係る企画選定基準・採点表」に基づいて行いますが、複数の提案をいただくことも歓迎いたしますので、積極的にご提案ください。